



第58回

定時株主総会 招集ご通知



 かとや 製油株式会社

ごあいさつ



株主の皆様におかれましては、日頃よりかどや製油に対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。第58期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

平成27年6月

代表取締役社長
小澤 二郎

目 次

第58回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
事業報告	
会社の現況	9
会社の状況	13
計算書類	
貸借対照表	22
損益計算書	23
株主資本等変動計算書	24
個別注記表	25
監査報告	
計算書類に係る会計監査報告	38
監査役会の監査報告	39

証券コード：2612
平成27年6月3日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目2番8号

かどや製油株式会社

代表取締役社長 小 澤 二 郎

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪地下1階プリンスルーム
(会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意お願い申し上げます。)

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 第58期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kadoya.com>）に掲載させていただきます。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は当期純利益の40%を目処としております。ただし、業績に関わらず1株当たり20円以上の配当を継続して行えるよう努力してまいります。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当40円とさせていただきますと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 当社普通株式1株当たり金40円 | 総額375,992,840円 |
|-----------------|----------------|

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

|       |              |
|-------|--------------|
| 別途積立金 | 300,000,000円 |
|-------|--------------|

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

|         |              |
|---------|--------------|
| 繰越利益剰余金 | 300,000,000円 |
|---------|--------------|

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）に基づき、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、当社定款第28条および第37条の規定を変更するものであります。

なお、第28条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（<u>社外取締役</u>との責任限定契約）</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p> | <p>（<u>取締役</u>との責任限定契約）</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p> |
| <p>（<u>社外監査役</u>との責任限定契約）</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p> | <p>（<u>監査役</u>との責任限定契約）</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p>                    |

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1          | 小 澤 二 郎<br>(昭和12年9月1日生)  | 昭和38年 4 月 三菱電機株式会社入社<br>昭和42年12月 同社退社<br>昭和43年 1 月 株式会社小澤商店（現 小澤物産株式会社）入社<br>昭和51年12月 同社専務取締役<br>昭和55年 6 月 当社取締役<br>平成 元年 7 月 小澤物産株式会社取締役副社長<br>平成 4 年 7 月 同社代表取締役社長<br>平成11年 6 月 同社代表取締役会長<br>平成15年 6 月 同社取締役会長<br>平成15年 6 月 当社代表取締役社長<br>平成17年 9 月 小澤物産株式会社取締役会長退任<br>平成22年 1 月 当社代表取締役社長兼販売本部長<br>平成22年 6 月 当社代表取締役社長（現任）                                                                       | 50,900株     |
| 2          | 佐 野 雅 明<br>(昭和30年5月15日生) | 昭和53年 4 月 三井物産株式会社入社<br>平成 9 年 2 月 同社クアラルンプール支店食料部長<br>平成14年 3 月 同社本店穀物油脂部油脂室長<br>平成18年 6 月 当社出向 社長付<br>平成18年 6 月 当社取締役執行役員販売副本部長兼販売業務部長<br>平成21年 6 月 当社取締役執行役員販売副本部長兼販売推進部長<br>平成21年 7 月 三井物産株式会社退社<br>平成22年 6 月 当社取締役執行役員販売推進部長<br>平成24年 4 月 当社取締役執行役員販売推進部長兼東京支店長<br>平成24年 7 月 当社取締役常務執行役員販売推進部長<br>平成26年 6 月 当社取締役専務執行役員販売推進部長<br>平成27年 5 月 当社取締役専務執行役員販売部門管掌<br>兼海外営業部長兼販売業務部長兼販売推進部長<br>(現任) | 14,600株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式の数 |
|------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3          | 吉 岡 努<br>(昭和30年9月10日生)   | 昭和54年 3 月 小澤物産株式会社入社<br>平成 3 年 5 月 同社退社<br>平成 3 年 6 月 当社入社<br>平成13年 7 月 当社工場事務管理部長<br>平成15年 6 月 当社執行役員工場事務部長<br>平成17年 4 月 当社執行役員工場事務部長兼油脂部長<br>平成18年10月 当社執行役員工場事務部長<br>平成20年 6 月 当社取締役執行役員副工場長兼事務部長<br>平成26年 6 月 当社取締役常務執行役員工場長 (現任)                                                                                   | 3,600株      |
| 4          | 戸 倉 章 博<br>(昭和31年3月13日生) | 昭和55年 4 月 株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入社<br>平成20年 4 月 株式会社みずほ銀行横浜支店長<br>平成21年11月 当社出向 管理部長<br>平成22年 4 月 当社執行役員管理部長<br>平成22年 6 月 株式会社みずほ銀行退社<br>平成22年 6 月 当社取締役執行役員管理部長<br>平成26年 6 月 当社取締役常務執行役員管理部長 (現任)                                                                                                                   | 4,800株      |
| 5          | 馬 場 宗 夫<br>(昭和30年10月1日生) | 昭和54年 4 月 三菱商事株式会社入社<br>昭和61年12月 泰MC 商事会社出向<br>平成 4 年 6 月 三菱商事株式会社食品トレーディング部<br>平成 5 年 7 月 M T F C E 社出向<br>平成 7 年 7 月 三菱商事株式会社食品流通第二部<br>平成13年 4 月 同社加工食品第二部<br>平成14年 5 月 同社ヨハネスブルグ支店<br>平成19年 6 月 同社新潟支店長<br>平成24年 4 月 当社出向 執行役員社長付<br>平成24年 6 月 三菱商事株式会社退社<br>平成24年 7 月 当社執行役員東京支店長<br>平成25年 6 月 当社取締役執行役員東京支店長 (現任) | 1,500株      |

招 集 こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数 |
|------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6          | 井 尻 尚 宏<br>(昭和35年10月30日生) | 昭和59年 3 月 当社入社<br>平成14年 5 月 当社研究開発部副部長<br>平成18年10月 当社油脂部副部長<br>平成19年 4 月 当社油脂部長<br>平成23年 6 月 当社執行役員油脂部長<br>平成24年 4 月 当社執行役員研究部長<br>平成26年 6 月 当社取締役執行役員研究部長（現任）                       | 7,800株      |
| 7          | 川 上 三 知 男<br>(昭和18年4月3日生) | 昭和54年 4 月 弁護士登録<br>東京芝法律事務所入所（現任）<br>平成13年 6 月 当社監査役<br>平成26年 6 月 当社取締役（現任）                                                                                                          | 0株          |
| *<br>8     | 石 塚 昭 夫<br>(昭和23年3月4日生)   | 昭和45年 4 月 日清製粉株式会社（現 株式会社日清製粉グループ本社）入社<br>平成10年 6 月 同社取締役<br>平成13年 7 月 日清フーズ株式会社取締役<br>平成14年 6 月 N B C 株式会社（現 株式会社N B Cメッシュテック）専務取締役<br>平成15年 6 月 同社代表取締役社長<br>平成26年 6 月 同社代表取締役社長退任 | 0株          |

- (注) 1. \*は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 川上三知男氏及び石塚昭夫氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 社外取締役候補者の選任理由について  
川上三知男氏は、弁護士としての専門的知識と社外監査役としての豊富な経験から、当社の社外取締役として適任であると判断しています。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。  
石塚昭夫氏は、経営者としての経験を持つことから、豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 川上三知男氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。



- (4) 当社は、川上三知男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、石塚昭夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所へ届け出る予定です。
- (5) 川上三知男氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、再任された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、石塚昭夫氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役川上泰弘氏は監査役を辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

今回選任されます監査役の任期は、当社現行定款第31条第2項の定めに従い、任期満了前に退任した監査役の任期の満了すべき時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                  | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                    | 所有する当社<br>の株式の数 |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <p>＊<br/>まつばらりょうじ<br/>松原良司<br/>(昭和40年12月20日生)</p> | <p>平成元年4月 住友信託銀行株式会社入社<br/>平成12年6月 同社東京中央営業第一部調査役<br/>平成13年10月 同社退社<br/>三菱商事株式会社入社<br/>新機能事業グループ金融事業本部<br/>M&amp;Aユニット プリンシパル<br/>平成26年4月 同社生活産業グループCEOオフィス部長<br/>M&amp;A担当<br/>平成27年4月 同社生活産業グループ 生活原料本部<br/>戦略企画室長(現任)</p> | 0株              |

- (注) 1. ＊は新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 監査役候補者は、当社の特定関係事業者である三菱商事株式会社の業務執行者として上記の地位等を務めるとともに、過去2年間に同社より従業員給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 松原良司氏は、社外監査役候補者であります。
- (2) 社外監査役候補者の選任理由について  
松原良司氏は、豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を、当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (3) 責任限定契約の概要  
松原良司氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年 4 月 1 日から  
平成27年 3 月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税増税による消費マインドの低下により、低調な滑り出しとなりました。しかし、日銀の追加金融緩和や消費税再増税時期の延期等の各種政策により国内株価は上昇し、景気は緩やかではありますが回復基調となりつつあります。

食品業界におきましては、食品消費期限切れや異物混入等の問題が相次ぎ、食の安全、安心を確保するための管理体制の徹底が求められています。また、新興国需要や急激な為替円安による原料価格の高騰への対応も今後の課題となっており、食品業界を取り巻く環境はより一層厳しい状況が続くと予想されます。

このような状況下、当社は昨年から原料価格の高騰に対し、販売価格の改定に取り組み、適正価格での販売を進めて参りました。家庭用ごま油の販売数量は回復の兆しは見られるものの、価格改定による数量の落ち込みや消費税の増税等の影響をカバーしきれず、ごま油全体の販売数量は前年同期比1.7%減、食品ごまは前年同期比4.5%減とそれぞれ販売数量は減少しました。しかしながら、売上高は販売価格の改定により前年同期比9.8%増となりました。

コスト面では、支払保管料や既存設備の償却が進んだこと等一部減少要因はあったものの、昨年から続く原料価格の高騰や円安の影響等により、売上原価は前年同期比21.1%増となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、コスト削減等により前年同期比0.7%減となりました。

この結果、売上高は24,042百万円（前年同期比2,152百万円増）、経常利益は1,621百万円（前年同期比350百万円減）、当期純利益は955百万円（前年同期比195百万円減）となりました。

・生産の状況

(単位：トン)

| 区 分           | 前 期    | 当 期    | 対 前 期 比 |
|---------------|--------|--------|---------|
| ご ま 油 生 産 量   | 22,494 | 22,324 | 99.2%   |
| 食 品 ご ま 生 産 量 | 9,598  | 9,231  | 96.1%   |
| 脱 脂 ご ま 生 産 量 | 17,852 | 18,545 | 103.8%  |

(注) ごま油生産量には輸入原料油の処理を含みます。

・セグメント別売上高の状況

| セグメントの名称          | 前 期      | 当 期      | 対 前 期 比  |
|-------------------|----------|----------|----------|
| ご ま 油 (百万円)       | 17,655   | 19,484   | 110.3%   |
| 内 訳               |          |          |          |
| ( ご ま 油 (百万円) )   | (16,939) | (18,677) | (110.2%) |
| ( 脱 脂 ご ま (百万円) ) | (716)    | (806)    | (112.5%) |
| 食 品 ご ま (百万円)     | 4,231    | 4,550    | 107.5%   |
| そ の 他 (百万円)       | 3        | 7        | 209.6%   |
| 合 計 (百万円)         | 21,890   | 24,042   | 109.8%   |

②設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は309百万円で、その主なものは次の通りであります。

- イ. 当期中に完成した主要設備  
ごま油事業 小豆島工場 生産設備の更新
- ロ. 当期継続中の主要設備の新設、拡充  
該当事項はありません。
- ハ. 当期中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失  
該当事項はありません。

### ③資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と契約総額3,000百万円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

特定融資枠契約の総額 3,000百万円

借入実行残高 ー百万円

借入未実行残高 3,000百万円

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第55期       | 第56期       | 第57期       | 第58期               |
|---------------|------------|------------|------------|--------------------|
|               | (平成24年3月期) | (平成25年3月期) | (平成26年3月期) | (当期)<br>(平成27年3月期) |
| 売上高 (百万円)     | 21,366     | 21,435     | 21,890     | 24,042             |
| 当期純利益 (百万円)   | 1,439      | 1,545      | 1,151      | 955                |
| 一株当たり当期純利益(円) | 153.14     | 164.45     | 122.52     | 101.67             |
| 総資産 (百万円)     | 23,201     | 23,979     | 24,445     | 26,777             |
| 純資産 (百万円)     | 18,194     | 19,334     | 19,845     | 20,846             |
| 一株当たり純資産額(円)  | 1,935.63   | 2,056.86   | 2,111.25   | 2,217.75           |

## (3) 対処すべき課題

食品業界の経営環境につきましては、依然厳しく、原料価格の不安定さ、少子高齢化による国内需要の減退等により、競合メーカーとの競争激化が予想されます。このような環境下で当社は、今後もごまのトップメーカーとして邁進していくために、以下の課題について取り組んでまいります。

①コスト削減と、コストに見合った価格の実現

②国内市場では量から質への転換

③北米や欧州等の海外市場の拡販に注力

④今後のごま需要の動向を見据えた上での生産体制の推進

⑤品質管理の徹底による安心・安全の更なる追求、研究開発の推進

⑥顧客ニーズにあった新製品の開発

⑦コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの構築によるC S R（企業の社会的責任）の向上

⑧株主に利益が還元できる体制を確立するため、優れた人材を確保

当社は、これらの施策により、経営環境の変化に即応できる経営基盤・体質の強化を一層進めてまいります。

**(4) 主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

| 事業内容   | 主要製品                 |
|--------|----------------------|
| ごま油事業  | ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま      |
| 食品ごま事業 | いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま |

**(5) 主要な営業所及び工場**（平成27年3月31日現在）

本社 東京都品川区西五反田8丁目2番8号

支店 仙台(青葉区)、東京(品川区)、名古屋(中区)、大阪(吹田市)

工場 香川県(小豆郡)

(注) 広島営業所および福岡営業所は平成27年4月1日付で、広島支店及び福岡支店に支店昇格しております。

**(6) 使用人の状況**（平成27年3月31日現在）

| 使用人数       | 前期末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 272 (37) 名 | 8名増 (6名増) | 41.3歳 | 15.3年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 16,000,000株  
②発行済株式の総数 9,400,000株  
③株主数 6,962名  
④大株主（上位10名）

| 株主名              | 持株数<br>株  | 持株比率<br>% |
|------------------|-----------|-----------|
| 三菱商事株式会社         | 2,477,000 | 26.35     |
| 三井物産株式会社         | 2,019,500 | 21.48     |
| 小澤物産株式会社         | 1,491,500 | 15.86     |
| 伊藤忠商事株式会社        | 300,000   | 3.19      |
| 国分株式会社           | 300,000   | 3.19      |
| 日清食品ホールディングス株式会社 | 300,000   | 3.19      |
| 株式会社Ｊ－オイルミルズ     | 100,000   | 1.06      |
| 日本山村硝子株式会社       | 100,000   | 1.06      |
| かどや製油従業員持株会      | 68,000    | 0.72      |
| 小澤二郎             | 50,900    | 0.54      |

（注）持株比率は自己株式（179株）を控除して計算しております。



## (2) 会社役員の状況

### ①取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地位      | 氏名     | 担当及び重要な兼職状況          |
|---------|--------|----------------------|
| 代表取締役社長 | 小澤 二郎  |                      |
| 取締役     | 水戸 優   | 副社長執行役員・原料部長         |
| 取締役     | 佐野 雅明  | 専務執行役員・販売部門管掌兼販売推進部長 |
| 取締役     | 吉岡 努   | 常務執行役員・工場長           |
| 取締役     | 戸倉 章博  | 常務執行役員・管理部長          |
| 取締役     | 馬場 宗夫  | 執行役員・東京支店長           |
| 取締役     | 井尻 尚宏  | 執行役員・研究部長            |
| 取締役     | 小澤 一彦  | 小澤物産株式会社 代表取締役社長     |
| 取締役     | 川上 三知男 | 東京芝法律事務所             |
| 常勤監査役   | 西村 泰彦  |                      |
| 監査役     | 兼田 隆   | 小澤物産株式会社 監査役         |
| 監査役     | 川上 泰弘  | 東洋冷蔵株式会社 顧問          |
| 監査役     | 松岡 昌哉  | 三井物産株式会社 食糧本部長補佐     |

- (注) 1. 取締役小澤一彦氏および川上三知男氏は社外取締役であります。
2. 取締役小澤一彦氏は当社代表取締役社長小澤二郎氏の三親等以内の親族（長男）であります。
3. 取締役川上三知男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は川上三知男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役兼田隆氏、川上泰弘氏および松岡昌哉氏は、社外監査役であります。
6. 監査役川上泰弘氏は、平成27年3月1日付で東洋冷蔵株式会社の顧問に、平成27年4月1日付で東洋冷蔵株式会社の代表取締役社長執行役員に就任しております。
7. 監査役松岡昌哉氏は、平成27年4月1日付で三井物産株式会社の理事食糧本部長補佐に就任しております。
8. 平成26年6月24日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、取締役井藤龍平氏、取締役逸見信彦氏、監査役川上三知男氏は辞任により退任いたしました。
9. 平成26年6月24日開催の第57回定時株主総会において、新たに井尻尚宏氏、小澤一彦氏、川上三知男氏は取締役に選任され、就任いたしました。

10. 平成27年4月1日以後における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

| 氏 名     | 異 動 前                             | 異 動 後                                        | 異 動 年 月 日  |
|---------|-----------------------------------|----------------------------------------------|------------|
| 水 戸 優   | 取締役副社長執行役員原料部長                    | 取締役副社長執行役員                                   | 平成27年5月11日 |
| 佐 野 雅 明 | 取締役専務執行役員販売部門管掌<br>兼販売推進部長        | 取締役専務執行役員販売部門管掌<br>兼販売業務部長兼販売推進部長            | 平成27年4月16日 |
|         | 取締役専務執行役員販売部門管掌<br>兼販売業務部長兼販売推進部長 | 取締役専務執行役員販売部門管掌<br>兼海外営業部長兼販売業務部長兼<br>販売推進部長 | 平成27年5月11日 |

②取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員      | 報 酬 等 の 総 額        |
|--------------------|--------------|--------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 11名<br>( 3 ) | 280百万円<br>( 13百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>( 4 )  | 33百万円<br>( 12百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 16名<br>( 7 ) | 313百万円<br>( 25百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成25年6月25日開催の第56回定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成25年6月25日開催の第56回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成26年6月24日開催の第57回定時株主総会をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでいるためであります。
4. 上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。  
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額45百万円（取締役7名に対し44百万円、監査役1名に対し1百万円）
5. 当社は、平成21年6月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。  
これに基づき、当事業年度中に退任した監査役1名に対し12百万円の役員退職慰労金を支給しております。

③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位   | 氏 名     | 兼職する法人等  | 兼職の内容   | 当社と当該他の法人等との関係                                                      |
|-------|---------|----------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 小 澤 一 彦 | 小澤物産株式会社 | 代表取締役社長 | 小澤物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。 |
| 取 締 役 | 川上三知男   | 東京芝法律事務所 | 弁護士     | 記載すべき関係はありません。                                                      |
| 監 査 役 | 兼 田 隆   | 小澤物産株式会社 | 監査役     | 小澤物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。 |
| 監 査 役 | 川 上 泰 弘 | 東洋冷蔵株式会社 | 顧問      | 東洋冷蔵株式会社は、当社大株主である三菱商事株式会社の主要子会社であります。同社と当社との間には記載すべき関係はありません。      |
| 監 査 役 | 松 岡 昌 哉 | 三井物産株式会社 | 食糧本部長補佐 | 三井物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。        |

□. 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                     |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 小澤 一彦  | 当期に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                            |
| 取締役 川上 三知男 | 監査役として当期に開催された取締役会2回すべてに出席し、監査役会2回すべてに出席いたしました。また、取締役として当期に開催された取締役会10回のうち8回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。             |
| 監査役 兼田 隆   | 当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。       |
| 監査役 川上 泰弘  | 当期に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、監査役会12回のうち10回に出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 松岡 昌哉  | 当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。       |

(注) 1. 取締役小澤一彦氏は、平成26年6月24日開催の第57回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の取締役と異なります。なお、就任後の取締役の開催回数は10回であります。

2. 監査役川上三知男氏は、平成26年6月24日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任し、新たに取締役に選任され、就任いたしました。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

### (3) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

|                                          |       |
|------------------------------------------|-------|
| イ. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 26百万円 |
| ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額          | －百万円  |
| 合 計                                      | 26百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

##### ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- b コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、管理部門担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育・啓発を行う。
- c 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または会社の指定する弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- d 監査役及び、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は連携し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
- e 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。

##### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、会社の指定する弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役員で構成する経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。
- b 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規程に従って執行する。
- c 執行役員制度の導入により、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行う。

⑤当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。当社には現在親会社および子会社に該当するものは存在しないが、将来において子会社等を設置する場合には、然るべき規程等を策定し、必要な体制等を整備する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- a 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。
- b 上記aに関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催する。



⑨財務報告の適正性を確保するための体制

社長の指示の下、監査室及び管理部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力とのかかわりはありません。当社は、一般社団法人日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き」（平成19年4月改訂）及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。当社における方針・基準等については、「経営理念」「企業行動憲章」「具体的行動に際しての指針」において定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。そして、「反社会的勢力対応規程」を制定し、就業規則においても反社会的勢力に対する勤務心得を付記しております。全社員が、いつ何どきにおいても、反社会的勢力が接触してきた際に適切に対応できるよう、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定して常に関係遮断を図っております。また、適時（概ね年間1回）外部の講師を招き、あるいは研修教材を用いて、当社のすべての役員、従業員を対象にした反社会的勢力との関係遮断に関する研修会を開催しております。これらの施策により、当社のすべての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。



# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |               | <b>(負 債 の 部)</b>        |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>20,291</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>5,072</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 6,218         | 買 掛 金                   | 3,297         |
| 売 掛 金                  | 5,614         | 未 払 金                   | 1,089         |
| 商 品 及 び 製 品            | 1,162         | 未 払 費 用                 | 33            |
| 原 材 料                  | 5,240         | 前 受 金                   | 9             |
| 仕 掛 品                  | 1,154         | 預 り 金                   | 15            |
| 貯 蔵 品                  | 67            | 未 払 法 人 税 等             | 403           |
| 前 払 費 用                | 156           | 賞 与 引 当 金               | 178           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 32            | 役 員 賞 与 引 当 金           | 45            |
| そ の 他 流 動 資 産          | 644           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>857</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,485</b>  | 退 職 給 付 引 当 金           | 754           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,403</b>  | 資 産 除 去 債 務             | 74            |
| 建 物                    | 1,357         | 長 期 未 払 金               | 28            |
| 構 築 物                  | 239           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>5,930</b>  |
| 機 械 装 置                | 1,190         | <b>(純資産の部)</b>          |               |
| 車 両 運 搬 具              | 29            | <b>株 主 資 本</b>          | <b>20,020</b> |
| 工 具 器 具 備 品            | 93            | 資 本 金                   | 2,160         |
| 土 地                    | 1,493         | 資 本 剰 余 金               | 3,082         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>20</b>     | 資 本 準 備 金               | 3,082         |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 11            | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>14,778</b> |
| そ の 他                  | 8             | 利 益 準 備 金               | 250           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,062</b>  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 14,527        |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,793         | 別 途 積 立 金               | 9,840         |
| 出 資 金                  | 0             | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 4,687         |
| 長 期 貸 付 金              | 12            | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△0</b>     |
| 長 期 前 払 費 用            | 4             | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>825</b>    |
| 繰 延 税 金 資 産            | 4             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 555           |
| 破 産 更 正 債 権 等          | 60            | <b>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益</b>    | <b>269</b>    |
| そ の 他 投 資 等            | 266           | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>20,846</b> |
| 貸 倒 引 当 金              | △78           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>26,777</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>26,777</b> |                         |               |

(注1) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

(注2) 貸借対照表に関する注記は27頁に記載しております。

損 益 計 算 書

( 平成26年 4 月 1 日から  
平成27年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     |     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|-----|--------|
| 売 上                     | 高 価 |     | 24,042 |
| 売 上 原 価                 |     |     | 17,456 |
| 売 上 総 利 益               |     |     | 6,586  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     |     | 5,775  |
| 営 業 利 益                 |     |     | 811    |
| 営 業 外 収 益               |     |     |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 138 |     |        |
| 為 替 差 益                 | 698 |     |        |
| 雑 収 入                   | 13  |     | 849    |
| 営 業 外 費 用               |     |     |        |
| 支 払 手 数 料               | 33  |     |        |
| た な 卸 資 産 廃 棄 損         | 4   |     |        |
| 雑 損 失                   | 1   |     | 39     |
| 経 常 利 益                 |     |     | 1,621  |
| 特 別 損 失                 |     |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 14  |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 0   |     |        |
| 会 員 権 評 価 損             | 1   |     |        |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入           | 3   |     | 19     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     |     | 1,601  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 643 |     |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2   |     | 645    |
| 当 期 純 利 益               |     |     | 955    |

(注1) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。  
(注2) 損益計算書に関する注記は27頁に記載しております。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株主資本等変動計算書  
(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |           |                 |               |          |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|----------|-----------|-----------------|---------------|----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          | 利 益 剰 余 金 |                 |               |          | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金計 合 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利益剰余金計 合 |         |             |
|                         |         |           |          |           | 別 積 立 金         | 繰 越 利 益 剰 余 金 |          |         |             |
| 当 期 首 残 高               | 2,160   | 3,082     | 3,082    | 250       | 9,540           | 4,502         | 14,292   | △0      | 19,535      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |          |           |                 |               |          |         |             |
| 別途積立金の積立                |         |           |          |           | 300             | △300          | －        |         | －           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |          |           |                 | △469          | △469     |         | △469        |
| 当 期 純 利 益               |         |           |          |           |                 | 955           | 955      |         | 955         |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |           |          |           |                 |               |          |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | －        | －         | 300             | 185           | 485      | －       | 485         |
| 当 期 末 残 高               | 2,160   | 3,082     | 3,082    | 250       | 9,840           | 4,687         | 14,778   | △0      | 20,020      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |               |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------------------------|---------------|------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 金<br>評 価 差 額 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 273                        | 37            | 310        | 19,845    |
| 当 期 変 動 額               |                            |               |            |           |
| 別途積立金の積立                |                            |               |            | －         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                            |               |            | △469      |
| 当 期 純 利 益               |                            |               |            | 955       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 282                        | 232           | 515        | 515       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 282                        | 232           | 515        | 1,001     |
| 当 期 末 残 高               | 555                        | 269           | 825        | 20,846    |

(注1) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。  
(注2) 株主資本等変動計算書に関する注記は28頁に記載しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

・ 其他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・ デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品・原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・ 製品・仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・ 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 7～10年

##### ②無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

・ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約取引

ヘッジ対象 … 外貨建の買掛金

③ヘッジ方針

社内のリスク管理方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 9,257百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |          |
| ①短期金銭債権                | 3,310百万円 |
| ②短期金銭債務                | 1,930百万円 |
| (3) 取締役に対する長期金銭債務      | 28百万円    |

### 5. 損益計算書に関する注記

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 関係会社との取引高       |           |
| 売上高             | 12,732百万円 |
| 仕入高             | 11,698百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 315百万円    |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 9,400千株     | －          | －          | 9,400千株    |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 0千株         | －          | －          | 0千株        |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額等

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 平成26年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 469百万円 | 50円          | 平成26年3月31日 | 平成26年6月25日 |

#### ②基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 平成27年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 375百万円 | 40円          | 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 |

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              | 平成27年3月31日現在 |
|--------------|--------------|
| (流動の部)       |              |
| 繰延税金資産       |              |
| 賞与引当金        | 59百万円        |
| 未払金          | 67百万円        |
| 未払事業税        | 29百万円        |
| 未払費用         | 9百万円         |
| 繰延税金資産合計     | 165百万円       |
| 繰延税金負債       |              |
| 繰延ヘッジ損益      | △133百万円      |
| 繰延税金負債合計     | △133百万円      |
| 繰延税金資産の純額    | 32百万円        |
| (固定の部)       |              |
| 繰延税金資産       |              |
| 退職給付引当金      | 244百万円       |
| 資産除去債務       | 24百万円        |
| 長期未払金        | 9百万円         |
| 繰延資産         | 1百万円         |
| 減価償却費        | 0百万円         |
| 減損損失         | 19百万円        |
| 貸倒引当金        | 19百万円        |
| 投資有価証券       | 12百万円        |
| 会員権          | 7百万円         |
| 繰延税金資産合計     | 339百万円       |
| 繰延税金負債       |              |
| 有形固定資産       | △9百万円        |
| 株式売却益        | △6百万円        |
| その他有価証券評価差額金 | △265百万円      |
| 繰延税金負債合計     | △282百万円      |
| 評価性引当額       | △53百万円       |
| 繰延税金資産の純額    | 4百万円         |



(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と差額原因

平成27年3月31日現在

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率               | 35.64% |
| (調整)                 |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.53%  |
| 住民税均等割               | 1.08%  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.16%  |
| その他                  | 1.92%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 40.33% |

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2百万円減少し、法人税等調整額が40百万円、その他有価証券評価差額金が27百万円、繰延ヘッジ損益が10百万円、それぞれ増加しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に営業活動による現金収入により確保しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当該リスクに関しては、与信管理部署である販売業務部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制をとっております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体の財務状況を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務などの流動負債はその決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

また、デリバティブ取引については、取引の契約先を信用度の高い商社に限っているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。また、為替予約取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、外貨建輸入取引実行時に原料購入部門が行っており、取引の都度、経理部門に報告をしております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|              | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|-------------------|----------|----------|
| (1) 現金及び預金   | 6,218             | 6,218    | －        |
| (2) 売掛金      | 5,614             | 5,614    | －        |
| (3) 投資有価証券   | 1,430             | 1,430    | －        |
| 資産計          | 13,263            | 13,263   | －        |
| (1) 買掛金      | 3,297             | 3,297    | －        |
| (2) 未払金      | 1,089             | 1,089    | －        |
| (3) 未払法人税等   | 403               | 403      | －        |
| 負債計          | 4,790             | 4,790    | －        |
| デリバティブ取引 (*) | 403               | 403      | －        |

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、為替予約等の予定取引における当期末時点の評価差額によるものであります。

また、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分       | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|-----------|----------------|
| 非上場株式 (*) | 362            |

(\*) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|--------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 6,217         | —                    | —                     | —             |
| 売掛金    | 5,614         | —                    | —                     | —             |
| 合計     | 11,831        | —                    | —                     | —             |

(注) 4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額  
該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 属性                                                 | 会社等の<br>名称 | 資本金            | 事業の<br>内 容                   | 議決権等の<br>所有（被所有）割合    | 関係内容       |                                                                    | 取引の内容         |               | 取引<br>金額     | 科 目 | 期 末<br>残 高   |
|----------------------------------------------------|------------|----------------|------------------------------|-----------------------|------------|--------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|--------------|-----|--------------|
|                                                    |            |                |                              |                       | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係                                                         |               |               |              |     |              |
| その他の<br>関係会社<br>（当該そ<br>他の関<br>係会社の<br>親会社を<br>含む） | 三菱商事(株)    | 百万円<br>204,446 | 総合商社                         | (被所有)<br>直接<br>26.35% | —          | 原材料の主要仕<br>入先(24.6%)で<br>あり製品の主要<br>販 売 代 理 店<br>(15.6%)であり<br>ます。 | 営業取引          | 製品の販売<br>(注)  | 百万円<br>3,746 | 売掛金 | 百万円<br>987   |
|                                                    |            |                |                              |                       |            |                                                                    |               | 原材料の仕入<br>(注) | 百万円<br>4,205 | 買掛金 | 百万円<br>434   |
|                                                    |            |                |                              |                       |            |                                                                    | 営業取引<br>以外の取引 | 広告宣伝費他<br>(注) | 百万円<br>0     | 未払金 | 百万円<br>—     |
|                                                    | 三井物産(株)    | 百万円<br>341,481 | 総合商社                         | (被所有)<br>直接<br>21.48% | —          | 原材料の主要仕<br>入先(43.9%)で<br>あり製品の主要<br>販 売 代 理 店<br>(37.4%)であり<br>ます。 | 営業取引          | 製品の販売<br>(注)  | 百万円<br>8,983 | 売掛金 | 百万円<br>2,322 |
|                                                    |            |                |                              |                       |            |                                                                    |               | 原材料の仕入<br>(注) | 百万円<br>7,492 | 買掛金 | 百万円<br>1,463 |
|                                                    |            |                |                              |                       |            |                                                                    | 営業取引<br>以外の取引 | 販売促進費他<br>(注) | 百万円<br>2     | 未払金 | 百万円<br>0     |
|                                                    | 小澤物産(株)    | 百万円<br>50      | 流体搬送<br>機器・貯<br>蔵用機器<br>等の販売 | (被所有)<br>直接<br>15.86% | 役員2名       | 製 品 の 保 管<br>荷 役 及 び 運<br>送委託                                      | 営業取引          | 製品の販売<br>(注)  | 百万円<br>2     | 売掛金 | 百万円<br>0     |
|                                                    |            |                |                              |                       |            |                                                                    | 営業取引<br>以外の取引 | 支払運賃他<br>(注)  | 百万円<br>312   | 未払金 | 百万円<br>32    |

(注) 上記の金額の内、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売及び原材料の購入についての価格その他の取引条件は、他の取引先と同様の条件であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,217円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 101円67銭   |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度に加えて、酒フーズ厚生年金基金に加入していますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計実務指針第33項の例外処理に該当する制度であります。

また、当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成20年10月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

### (2) 簡便法を適用した確定給付制度

#### ①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              | 平成27年3月31日現在 |
|--------------|--------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 697百万円       |
| 退職給付費用       | 84百万円        |
| 退職給付の支払額     | △27百万円       |
| 退職給付引当金の期末残高 | 754百万円       |

#### ②退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                     | 平成27年3月31日現在 |
|---------------------|--------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 754百万円       |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 754百万円       |

|                     | 平成27年3月31日現在 |
|---------------------|--------------|
| 退職給付引当金             | 754百万円       |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 754百万円       |

(3) 退職給付費用に関する事項

|                | 平成26年4月 1日から<br>平成27年3月31日まで |
|----------------|------------------------------|
| 勤務費用           | 84百万円                        |
| 小 計            | 84百万円                        |
| 総合型厚生年金基金への拠出額 | 90百万円                        |
| 従業員拠出金         | △27百万円                       |
| 小 計            | 62百万円                        |
| 退職給付費用         | 147百万円                       |
| その他            | 10百万円                        |
| 合 計            | 158百万円                       |

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて表示しております。

「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。(4) 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

①積立状況に関する事項 (平成26年3月31日現在)

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 年金資産の額                            | 58,367百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備期の額との合計額 (注) | 66,815百万円 |
| 差引額                               | △8,447百万円 |

②制度全体に占める当社の拠出金割合 (平成26年3月31日現在)

2.4%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,581百万円、繰越不足金366百万円、剰余金1,500百万円であります。

(注) 前事業年度においては「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります

13. 資産除去債務に関する注記

当事業年度末（平成27年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

小豆島工場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務ならびに石綿障害予防規則及び建設リサイクル法に伴う撤去費用等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて9年から50年と見積り、割引率は使用見込期間に対応した利付国債の流通利回り0.91％から1.98％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 期首残高            | 73百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 0百万円  |
| 時の経過による調整額      | 1百万円  |
| 資産除去債務の履行による減少額 | －百万円  |
| 期末残高            | 74百万円 |



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

かどや製油株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水上 亮比呂 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永 田 立 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かどや製油株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

かどや製油株式会社 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 西村泰彦 | ㊟ |
| 監査役兼  | 田隆   | ㊟ |
| 監査役   | 川上泰弘 | ㊟ |
| 監査役   | 松岡昌哉 | ㊟ |

(注) 監査役兼田隆、監査役川上泰弘及び監査役松岡昌哉は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

招 集 ご 通 知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

×      ₪

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル高輪 地下1階  
プリンスルーム

交通 **1** 東海道新幹線・JR線 品川駅【高輪口（西口）】  
京浜急行線 品川駅【高輪口】  
より徒歩約9分

**2** 都営地下鉄浅草線 高輪台駅【A1出口】  
より徒歩約7分





〒141-0031 東京都品川区西五反田8丁目2番8号  
tel.03-3492-5545 fax.03-3492-5985  
<http://www.kadoya.com>